

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 株主総会招集手続き

株主総会は会社の最高意思決定機関です。株主総会招集の手続きを誤った場合、反対株主から決議取消等の訴えを起こされる可能性があります。手続きは会社の類型によって異なります。

株主総会招集の手続き

	株式譲渡制限のある会社				株式譲渡制限のない会社	
	取締役会設置		取締役会非設置		取締役会設置	
書面又は電磁的方法による議決権行使	定めなし	定めあり	定めなし	定めあり	定めなし	定めあり
招集期間	1週間	2週間	1週間 (定款の定めにより短縮可)	2週間	2週間	2週間
書面又は電磁的方法による通知	要	要	不要(制限なく口頭でも可)	要	要	要
株主総会参考書類及び議決権行使書面等	不要	要	不要	要	不要	要
招集通知記載の有無 (会議の目的として定められた事項以外の決議の有効性)	×	×	○	○	×	×
議題提案権	議決権の100分の1以上または300個以上有する株主(保有期間の制限なし)		単独株主権(保有要件なし)		6か月以前より議決権の100分の1以上または300個以上有する株主	

種類株主総会

種類株式発行会社において種類株主総会の決議を要する場合には、種類株主総会毎に招集手続きが必要となり、通常の株主総会と同様の手続きを要します。

種類株主総会は、会社法及び定款で定められた事項についてのみ決議をすることができ(会社法321条)、例えば、種類株式発行会社が新たな株式の種類を追加する場合・既存の種類株式の内容を変更する場合で、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼす恐れがあるときに当該行為について損害が及ぶ恐れがある種類株式の種類株主総会の承認決議が必要となります。(会社法322条)

お見逃しなく！

株主総会の招集手続の不備や目的外事項の決議などの法令・定款に違反した決議は瑕疵のある決議となり、瑕疵の程度に応じて、①決議取消し、②決議不存在、③決議無効確認という三つの訴えにより、決議の効力が否定されますので適切な招集手続き・運営が求められます。